

○水戸市飲酒運転根絶宣言証の交付に関する要項

平成27年7月17日

水戸市告示第179号

(趣旨)

第1条 この要項は、水戸警察署と連携して、飲酒運転の根絶に向けた市民気運の醸成及び高揚を図るとともに、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを推進するため、飲酒運転根絶を宣言する飲食店又は事業所に対し飲酒運転根絶宣言証(様式第1号。以下「宣言証」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 宣言証の交付の対象となる飲食店及び事業所は、来店し、又は来所する者(以下「来店者等」という。)に酒類(酒税法(昭和28年法律第6号)第2条第1項に規定する酒類をいう。以下同じ。)を提供する市内の飲食店又は事業所(以下「酒類提供飲食店等」という。)で、次の各号に掲げる事項を全て行うものとする。

(1) 来店者等に対し、自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車(次号において「自動車等」という。)による来店又は来所であるか確認すること。

(2) 酒気を帯びて自動車等を運転することとなるおそれのある来店者等に対し、酒類を提供しないこと。

(交付の申請)

第3条 宣言証の交付を受けようとする酒類提供飲食店等の経営者は、飲酒運転根絶宣言証交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(宣言証の交付等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、申請書の内容を審査し、水戸警察署長と協議の上適当と認めるときは、当該申請をした者に宣言証を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により宣言証を交付したときは、飲酒運転根絶宣言証交付整理簿(様式第3号)に必要な事項を記入するものとする。

(宣言証の掲示)

第5条 前条第1項の規定により宣言証の交付を受けた酒類提供飲食店等(以下「飲酒運転根絶宣言店」という。)の経営者は、宣言証を来店者等の見やすい場所に掲示しなければならない。

(申請内容の変更)

第6条 飲酒運転根絶宣言店の経営者は、第3条の規定により提出した申請書の内容に変更があったときは、速やかに飲酒運転根絶宣言証交付申請事項変更届(様式第4号)を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、水戸警察署長にその旨を連絡するとともに、飲酒運転根絶宣言証交付整理簿の当該部分を修正するものとする。

(宣言証の返還)

第7条 飲酒運転根絶宣言店の経営者は、廃業しようとするとき又は第2条各号に掲げる

事項の実施が困難であるときは、飲酒運転根絶宣言証返還届（様式第5号）に宣言証を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により宣言証の返還があったときは、水戸警察署長にその旨を連絡するとともに、当該飲酒運転根絶宣言店を飲酒運転根絶宣言証交付整理簿から削除するものとする。

第8条 市長は、飲酒運転根絶宣言店が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該飲酒運転根絶宣言店に対し、飲酒運転根絶宣言証返還請求書（様式第6号）により宣言証の返還を求めるものとする。

(1) 第2条各号に掲げる事項の実施が困難であると認めるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、飲酒運転根絶宣言店として市長が適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により宣言証の返還を求めたときは、水戸警察署長にその旨を連絡するとともに、当該酒類提供飲食店等を飲酒運転根絶宣言証交付整理簿から削除するものとする。

3 第1項の規定により宣言証の返還を求められた酒類提供飲食店等の経営者は、宣言証を市長に返還しなければならない。

（飲酒運転根絶宣言店の公表）

第9条 市長は、飲酒運転根絶宣言店の名称、所在地、電話番号その他必要な事項を本市のホームページにおいて公表するものとする。

（補則）

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

# 飲酒運転根絶宣言証

所在地

店（所）名

様

貴店（所）は、

飲酒運転根絶宣言店（所）であることを  
証します。

## 宣言

- ・ 来店（所）者に自動車等による来店（所）であるかどうかを確認します。
- ・ 酒気を帯びて自動車等を運転することとなるおそれのある来店（所）者には、酒類を提供しません。

年 月 日

水戸市長

印

年 月 日

飲酒運転根絶宣言証交付申請書

水戸市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称及

び代表者名

印

飲酒運転根絶宣言証の交付を受けたいので、水戸市飲酒運転根絶宣言証の交付に関する要項第3条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 酒類提供飲食店等の情報

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 所在地                        | 〒  |
| ふりがな                       |  |
| 店(所)名                      |  |
| 代表者名                       |  |
| 電話番号                       |  |
| 所属団体                       | 1 団体加入 2 団体未加入<br>※どちらかに○印を付けてください。                        |
| 所属団体名<br>※いずれかに○印を付けてください。 | 1 茨城県酒造組合<br>2 茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合<br>3 水戸食品衛生協会<br>4 その他 ( ) |

2 宣言の内容 別紙のとおり

別紙

### 宣 言

当店(所)は、飲酒運転が悲惨な結果をもたらすことを認識し、交通事故のない安全で安心な水戸市の実現のため、飲酒運転の根絶を目指し、次の各号に掲げる事項について宣言します。

- ・ 来店(所)者に自動車等による来店(所)であるかどうかを確認します。
- ・ 酒気を帯びて自動車等を運転することとなるおそれのある来店(所)者には、酒類を提供しません。



様式第4号（第6条関係）

飲酒運転根絶宣言証交付申請事項変更届

年 月 日

水戸市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称及

び代表者名

印

飲酒運転根絶宣言証の交付申請の内容に変更が生じたので、水戸市飲酒運転根絶宣言証の交付に関する要項第6条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

| 区分    | 登録内容 |     |
|-------|------|-----|
|       | 変更前  | 変更後 |
| 所在地   | 〒    | 〒   |
| ふりがな  |      |     |
| 店(所)名 |      |     |
| 代表者名  |      |     |
| 電話番号  |      |     |
| 所属団体  |      |     |
| 所属団体名 |      |     |

備考 該当部分のみ記載してください。

様式第5号（第7条関係）

飲酒運転根絶宣言証返還届

年 月 日

水戸市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称及

び代表者名

印

飲酒運転根絶宣言証を返還したいので、水戸市飲酒運転根絶宣言証の交付に関する要項第7条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 整理番号 第 号

2 返還の理由



様式第6号（第8条関係）

飲酒運転根絶宣言証返還請求書

第 号  
年 月 日

様

水戸市長

水戸市飲酒運転根絶宣言証の交付に関する要項第8条第1項の規定に基づき、下記の理由により飲酒運転根絶宣言証の返還を求めます。

記

- 1 整理番号 第 号
- 2 取消の理由
- 3 飲酒運転根絶宣言証の返納期限 年 月 日